

事故防止 240 号
平成 26 年 2 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 長 殿
各 特 別 区 長

公益財団法人日本医療機能評価機構
特命理事（医療事故防止事業部担当）野本亀久雄
（公印省略）

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 87」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、2月17日に「医療安全情報 No. 87」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当機構のホームページ（<http://www.med-safe.jp/>）にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。





公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.87 2014年2月

足浴やシャワー浴時の熱傷

足浴やシャワー浴の際、手袋を装着したまま湯の温度を確認したため温度確認が不十分となり、熱傷をきたした事例が3件報告されています(集計期間:2011年1月1日~2013年12月31日、第8回報告書「共有すべき医療事故情報」(P138)に一部を掲載)。

足浴やシャワー浴の際に、手袋を装着したまま湯の温度を確認したため温度確認が不十分となり、熱傷をきたした事例が報告されています。

事例のイメージ



医療機関の取り組みのイメージ図



◆報告されている3件は、脳炎による意識障害など意思疎通が十分にできない患者の事例です。

〔足浴やシャワー浴時の熱傷〕

事例 1

意識障害のある患者に足浴をする際、看護師は手袋を装着したまま湯の温度を確認し、実施した。その後、患者の皮膚を確認したところ、両下腿から足底にかけて水疱を形成し、熱傷を生じていた。

事例 2

意思疎通がまばたきしかできない患者のシャワー浴をする際、入浴介助者は手袋を装着したまま湯の温度を確認し、患者の下半身にかけ湯を実施した。シャワー浴終了時、患者の右大腿部が赤いと感じた。病室に移動後、皮膚を確認したところ、右側腹部から右下腿と陰のう部に発赤、下腿の一部に表皮剥離を認め、熱傷を生じていた。

事例が発生した医療機関の取り組み

・患者に湯を使用する前に、以下の方法などで湯の温度を確認する。

- 温度計で測る。
- 実施者の上腕内側の皮膚で確認する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。
<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqhc.or.jp/>